

社会福祉法人 桂川町社会福祉協議会

福祉部設置に関する要綱

平成13年6月1日制定

(目的)

第1条 福祉の町づくりを柱とした、住民の合意と主体的な地域福祉活動の振興を目指すため、全行政区に福祉部を設置し、地域での様々な福祉活動である「愛のネットワーク活動」の展開を図ることを目的とする。

(名称及び役割)

第2条 福祉部において、福祉活動を主体的に行う者を福祉員とし、福祉員を総括する者を福祉部長とする。

2 福祉部長及び福祉員は、民生委員・児童委員と緊密に連携し、主体的に「助け合い活動」に取り組み、その他、各行政区で必要な福祉活動を行う。

(人数)

第3条 福祉部長1名。福祉員は行政区の実情に応じて複数設置することができる。

(選任)

第4条 福祉部長及び福祉員は、行政区内の福祉に関する主たる者(区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会長等)で話し合いを持ち、行政区の推薦によって選任する。

2 選任にあたっては、福祉部の目的、役割に賛同し、地域の福祉活動に熱心に取り組む者の中から選任する。

(委嘱)

第5条 福祉部長及び福祉員は、社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第6条 福祉部長及び福祉員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(助成金)

第7条 福祉部を設置した行政区に対し、桂川町より活動費として50,000円を交付する。

(連絡会)

第8条 社会福祉協議会会長は、福祉部長連絡会及び福祉員連絡会を必要に応じ招集する。

(守秘義務)

第9条 活動上知り得た個人の情報や秘密を、活動目的以外に絶対漏らしてはならない。

(その他)

第10条 健康福祉課と社会福祉協議会は連携をとり、この活動を推進する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。